

勅令41号と「独島の日」  
『朝鮮日報』のコラムについて



ふじい・けんじ 島根県竹島問題研究顧問。「新局面を迎えた『太政官指令』問題研究」と「竹島問題に関する韓国の主張の形成過程」を第5期竹島問題研究会中間報告書に掲載。

今年10月26日、韓国「朝鮮日報」に同紙主筆のコラム「忘れられていく独島と『平和線』のドラマ」が掲載された（日本語版は11月5日付）。

「広く知られてはいないが、10月25日は『独島の日』だった。大韓帝国が1900年10月25日に独島を鬱陵島付属の島に定めた。およそ20年前から民間レベルでこの日を記念している。しかし独島の日は10月25日より、1月18日の方がより実質的だと考える」と、1952年1月18日の李承晩ライン宣言で竹島（韓国名・独島）を取り込んだ李承晩大統領を称賛し

わったという理由も明らかでない。とりわけ、勅令41号を適用して竹島での日本人のアシカ猟を規制した事実がないのは決定的である。

「新東亞」1978年7月号に李漢基ソウル大教授のインタビュー記事がある。「1900年の勅令よりも島根県告示以後に日本が実際に漁労作業をしたとか、実際に人が行って滞在したという具体的な証拠があれば日本側の実効的占有がより強いと見ることもできるのでしょうか」という質問に対して、中井養三郎の竹島でのアシカ猟について、竹島が「わが国の地だ

韓国の領有主張手詰まり

ている。現尹錫悦大統領の親米路線を支持する同紙は、今年締結70周年を迎えた米韓相互防衛条約を実現させた李承晩を高く評価したいのだろう。

「独島の日」は1900年10月25日付勅令41号を記念している。韓国政府外交部ウェブサイトには「第2条に鬱島郡の管轄区域として鬱陵全島、竹島とともに石島（独島）を規定することとで、独島が鬱島郡の管轄であることを明らかにしました」とある。

しかし、「石島」が竹島だという説明に納得できるものはない。それまでの「石島」が「石島」に、「石島」が現在の「独島」に変

と認識されている以上、中井養三郎がそのような行動をしたとしても、それを実効的占有ということはできない」と答えた。

「わが国の地だと認識」していたのが中井ならば、竹島は朝鮮領ではないかという当初の誤解が解消されて1904年に中井は竹島の領土編入および貸下願を提出し、翌年島根県に竹島が編入された。そして認可された竹島漁猟合資会社が操業したのであって、この説明はおかしい。

また、竹島が「わが国の地」というのは韓国の一方的な認識である。他方、李漢基は勅令41号による大韓帝国の「実効的占有」には

言及せず、現在韓国海洋警察隊が派遣されているとしか述べていない。李漢基は質問に答えていない。

韓国が勅令41号を根拠として主張し始めたのは、公布から60年以上も後の1960年代後半だった。1966年に「ソウル新聞」で李宗漢漢陽大教授が唱え、2年後に李漢基が論文の註で、「日本側は、また例のごとく、間接証拠だと言いつ張るかもしれないが」と、勅令41号を竹島に適用した例はないことを半ば認めただで示したのだった。

韓国人の多くが竹島の存在に気付いた1947年には「独島」の「石島」語源説がすでにあつたにもかかわらず、それと勅令41号が20年間も結び付かなかつたのは奇妙である。勅令41号は根拠にならないと思われていたのではなからうか。

「独島の日」は10月25日より、1月18日の方がより実質的だ」と書いた「朝鮮日報」主筆は、勅令41号の欠陥を意識しているのかもしれない。しかし、1951年9月調印のサンフランシスコ平和条約で日本領に残された竹島を翌年の李承晩ライン宣言で韓国領にしようとした非常識も、非難こそされ称賛されるものではない。韓国の竹島領有主張は手詰まり状態にある。